

県南広域振興局長告示第128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年10月6日

県南広域振興局長 細川倫史

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310900444	アースサポート一関	一関市上大槻街4番23号	平成29年9月30日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310900444	アースサポート一関	一関市上大槻街4番23号	平成29年9月30日